

**介護老人保健施設つくも
(介護予防)通所リハビリテーション利用料金表**

(1) 通所リハビリテーション基本サービス費(1日あたり)

(単位:円)

介護区分	基本サービス費								
	1～2時間			2～3時間			3～4時間		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	376	753	1,129	392	785	1,177	496	991	1,487
要介護 2	409	819	1,228	451	902	1,353	578	1,156	1,733
要介護 3	438	876	1,314	508	1,017	1,525	657	1,313	1,970
要介護 4	470	940	1,410	566	1,132	1,698	757	1,514	2,271
要介護 5	500	1,000	1,500	625	1,249	1,874	859	1,718	2,578

介護区分	基本サービス費											
	4～5時間			5～6時間			6～7時間			7～8時間		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	554	1,109	1,663	617	1,234	1,852	714	1,428	2,143	755	1,509	2,264
要介護 2	646	1,292	1,938	732	1,465	2,197	850	1,699	2,549	897	1,793	2,690
要介護 3	734	1,469	2,203	845	1,691	2,536	980	1,959	2,939	1,037	2,074	3,112
要介護 4	849	1,697	2,546	980	1,959	2,939	1,136	2,273	3,409	1,204	2,407	3,611
要介護 5	962	1,923	2,885	1,112	2,224	3,336	1,291	2,582	3,873	1,367	2,733	4,100

※端数処理により1円単位の違いが生じる場合があります。

(2) 通所リハビリテーション加算サービス費

◎の加算は全ての利用者が対象です。その他の加算については対象者のみ費用が発生します。

(リハビリテーション提供体制加算はいずれか(該当時間)のみ算定)

(単位:円)

加算項目	サービス内容	1割	2割	3割	
感染症・災害発生時の対応加算	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少がいてい以上生じている場合 所定単位の3/100				
◎ リハビリテーション提供体制	利用者25名ごとに1名以上の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置している場合	3～4時間利用の場合	13	26	38
		4～5時間利用の場合	17	34	51
		5～6時間利用の場合	21	43	64
		6～7時間利用の場合	26	51	77
		7時間以上利用の場合	30	60	90
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を行う事ができる人員・設備を有し、入浴介助を実施した場合	43	85	128 ※2	
入浴介助加算Ⅱ	Ⅰの要件に加えて、居宅を訪問し浴室環境の整備に係る助言や個別の入浴計画を作成し、入浴介助を実施。	64	128	192 ※2	
リハビリテーションマネジメント加算(A) Ⅰ6月以内	リハビリテーション会議を多職種で開催し計画書を作成。理学療法士等が利用者又は家族へ説明する。	597	1,194	1,791 ※1	
リハビリテーションマネジメント加算(A) Ⅰ6月超		256	512	768 ※1	
リハビリテーションマネジメント加算(A) Ⅱ6月以内	リハビリテーション会議を多職種で開催し計画書を作成。理学療法士等が利用者又は家族へ説明する。(データ提出)	632	1,264	1,896 ※1	
リハビリテーションマネジメント加算(A) Ⅱ6月超		291	582	873 ※1	
リハビリテーションマネジメント加算(B) Ⅰ6月以内	リハビリテーション会議を多職種で開催し計画書を作成。医師が利用者又は家族へ説明する。	885	1,770	2,654 ※1	
リハビリテーションマネジメント加算(B) Ⅰ6月超		544	1,087	1,631 ※1	
リハビリテーションマネジメント加算(B) Ⅱ6月以内	リハビリテーション会議を多職種で開催し計画書を作成。医師が利用者又は家族へ説明する。(データ提出)	920	1,840	2,760 ※1	
リハビリテーションマネジメント加算(B) Ⅱ6月超		579	1,158	1,737 ※1	

(2) 通所リハビリテーション加算サービス費(つづき)

(単位:円)

加算項目	サービス内容	1割	2割	3割	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から3月以内で個別リハビリを集中的に実施した場合	117	235	352	※2
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	認知症の方へ退院(所)日または利用開始日から3月以内で個別リハビリを集中的に実施した場合(週2回限度)	256	512	768	※2
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	認知症の方へ退院(所)日または利用開始日から3月以内で個別リハビリを集中的に実施した場合(月4回以上)	2,047	4,093	6,140	※1
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日から6ヶ月以内で生活行為の向上を目標に計画を作成し実施した場合	1,333	2,665	3,998	※1
生活行為向上リハビリテーション実施加算(減算)	利用開始日から6ヶ月以降で生活行為の向上を目標に計画を作成し実施した場合(所定単位数(対象月~6月以内×85/100))				※1
若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決める	64	128	192	
栄養アセスメント加算	管理栄養士を配置し栄養アセスメントを実施(データ提出)	53	107	160	※1
栄養改善加算	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し定期的に評価。(3月以内の期間に限り、月2回限度)	213	426	640	※2
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6月ごとに利用者の口腔・栄養状態を確認し、担当ケアマネに情報提供している場合(6月に1回限度)併算定不可	21	43	64	※2
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	利用者の口腔・栄養状態を確認し、担当ケアマネに情報提供している場合(6月に1回限度)	5	11	16	※2
口腔機能向上加算Ⅰ	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し評価。3カ月以内の期間に限り、月2回限度	160	320	480	※2
口腔機能向上加算Ⅱ	利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成し評価。3カ月以内の期間に限り、月2回限度(データ提出)	171	341	512	※2
重度療養管理加算	要介護度3~5で計画的な医学的管理を継続し、かつ通所リハビリを行った場合	107	213	320	
◎ 中重度者ケア体制加算	看護師の専従配置及び介護度3以上の割合が全体の30%以上配置した場合	21	43	64	
◎ 科学的介護推進体制加算	入所者ごとの基本的な情報+疾病・服薬情報等を厚生労働省へデータ提出	43	85	128	
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	13	26	38	
◎ 移行支援加算	リハビリテーションの提供を終了した者に対して、通所介護等の移行先事業所に確認し計画書等を提供	13	26	38	
理学療法士等体制強化加算	人員基準を超えて、リハビリ職員(理学療法士、作業療法士)を配置している場合(1~2時間のみ)	32	64	96	
◎ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護従事者のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合	23	47	70	
◎ 介護職員処遇改善加算	1月につき所定単位数×47/1000				
◎ 介護職員等特定処遇改善加算	1月につき所定単位数×20/1000				
◎ 令和3年9月30日までの 上乗せ加算	1月につき所定単位数×1/1000 (新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価)				

※端数処理により1円単位の違いが生じる場合があります。

※1は月額 ※2は1回額 その他は日額

(3) 介護予防通所リハビリテーション基本サービス費

(単位:円)

介護区分	基本サービス費(1月につき)		
	1割	2割	3割
要支援1	2,188	4,377	6,565
要支援2	4,263	8,526	12,789

※端数処理により1円単位の違いが生じる場合があります。

(4) 介護予防通所リハビリテーション加算サービス費

◎の加算は全ての利用者が対象です。その他の加算については対象者のみ費用が発生します。

(単位:円)

項目	サービス内容	1割	2割	3割
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1月につき(6ヶ月以内)	599	1198	1797
	1月につき(6ヶ月以降)6ヶ月以内×85/1000			
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	256	512	768
運動器機能向上加算	1月につき	240	480	720
栄養アセスメント加算	1月につき	53	107	160
栄養改善加算	1月につき	213	426	640
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	6ヶ月に1回	21	43	64
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	6ヶ月に1回	5	11	16
口腔機能向上加算Ⅰ	1月につき	160	320	480
口腔機能向上加算Ⅱ	1月につき	171	341	512
◎ 科学的介護推進体制加算	入所者ごとの基本的な情報+疾病・服薬情報等を厚生労働省へデータ提出	43	85	128
利用開始後12月超の期間でリハビリテーションを行った場合(所定単位数から減算)	要支援1	-21	-43	-64
	要支援2	-43	-85	-128
◎ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1月につき(要支援1の場合)	94	188	281
	1月につき(要支援2の場合)	188	375	563
◎ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×47/1000			
◎ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×20/1001			
◎ 令和3年9月30日までの上乗せ加算	1月につき所定単位数×1/1000(新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価)			

※1

※1

※端数処理により1円単位の違いが生じる場合があります。

※1 1回当たりの額

(5) その他の費用(実費負担)

ア 基本料金

(単位:円)

項目	日額	項目	日額
食費 昼食・おやつ	690	日用品費	60
		教養娯楽費	40

食事の中止連絡は前日の17時までとし、急な場合当日の朝8時20分までとします。

(緊急時、すでに提供準備をしている場合には中止扱いとなりません)

※日用品費は、ハンドソープ・シャンプー・リンス・ボディシャンプー、ペーパータオル・トイレトペーパー・おしぼり等

※教養娯楽費は、行事・クラブの(製作)材料費(レクリエーション・書道・カラオケ・製作クラブ等)

イ その他の料金(必要とした場合のみ)

(単位:円)

項目	費用単位	費用額(税込)
延長料	1時間ごと	900
おむつ代	はくパンツ	1枚 160
	尿パット	1枚 40

事業所は、「その他の費用(実費負担)」に定める利用料について、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する場合があります。